

〔アメリカ刑事判例研究〕

受刑者の出版物受領の刑務所規則による制限

Thornburgh v. Abbott, 490 U. S. 401 (1989)

平 澤 修

1 事 実

連邦矯正局 (Federal Bureau of Prisons) は、その規則で、連邦の受刑者が刑務所の外部から出版物を受け取ることを広範に認めている。⁽¹⁾ だが、それと同時に、「それが刑務所の安全や秩序や風紀に悪影響を与えると認められる場合、あるいはそれが犯罪的活動を助長しうるものである場合」には、一定の基準にしたがって、その受け入れを拒否する権限を刑務所長に与えている。

本件訴訟は、一九七三年にアボットらの受刑者の集団および一定の出版物発行人らによって、連邦地裁に集団代表訴訟 (class action) の形式で提起された。⁽²⁾ 争点は、当該規則およびそれらを合計四六冊の出版物に個々に適用し

て排除をなしたことが、受刑者の文通に関して Martinez 判決⁽³⁾の定めた基準に照らして、修正一条の権利(言論または出版の自由)を侵害しているか否かにあった。

連邦地裁は、刑務所当局の判断を尊重する考え方に好意を示し、Martinez 判決の基準を採用することを拒絶した。そして、四六冊を排除したことの妥当性について言及することなしに規則を支持した。しかしながら、連邦高裁は、Martinez 判決の基準を採用し、規則に欠陥があるとし、四六冊の排除の合憲性につき個別判断をさせるために事件を差戻した。

2 判旨(破棄差戻し)

(一) 法廷意見(ブラックマン裁判官)⁽⁴⁾

(1) 連邦矯正局規則は、連邦の受刑者が「外部」から出版物を入手することを広範に認めている。だが、それと同時に、刑務所長は、保安上好ましくないと認めた場合、所内に入って来る出版物を排除できるものと定めている。この規則が Martinez 判決の基準によれば修正一条の権利を侵害するものであるとして、一五年間にわたって争われて来た。

連邦地裁は、刑務所長の判断を尊重し、Martinez 判決の基準に依拠せず、四六冊の出版物を排除したことの妥当性について言及することなしに、この規則を妥当なものとした。しかしながら、連邦高裁は、Martinez 判決の基準を採用し、規則に欠陥があるとし、四六冊の排除の合憲性につき個別判断をさせるため、事件を差戻した。

適切な審査基準を決定するために、我々は上告を受理する。

我々は、規則が「正当な行刑上の利益に合理的に関連するものであるかどうか」が審査の基準であるとして

Turner 判決を引用する連邦地裁の判断を支持する。そして、その基準の下で、規則は文面上 (facially) 妥当なものであると考える。それゆえ、規則そのものの妥当性に関する原審の判断に同意しえない。ただし、四六冊の出版物のそれぞれに対する規則の適用の妥当性に関して、事件を一番に差戻すことには同意する。

(2) ここで問題とされる規則は、受刑者が前以て承認を受けることなしに出版物を定期講読したり入手したりすることを一般に認めている。このため、刑務所長は、その内容や傾向(宗教性、政治性、猥褻性など)によって出版物を排除してはならず、また排除出版物一覧表を設けることも禁じられている。ただし、「それが刑務所の安全や秩序や風紀に悪影響を与えると認められる場合、あるいはそれが犯罪的活動を助長する可能性がある場合」には、刑務所長が制限することができるものとされている。⁽⁵⁾

(3) この種の検閲が刑務所外の者に修正一条上の重大な懸念を惹起することは、疑いが無い。「刑務所の塀は、受刑者を憲法の保護から遮断する障壁でもなければ」、⁽⁶⁾「自由な市民が受刑者と接触する際に自らの憲法上の権利を行使することを禁ずるものでもない」。⁽⁷⁾しかしながら、かかる権利の行使に際しては、刑務所に過度の負担を強いるものであるか否かを十分に考慮すべきである。⁽⁸⁾とくに、我々は、刑務所内部の秩序・安全とそこに関わる者達の要求とのバランスに配慮して来た。受刑者の代理人たる弁護士や受刑者の親族や友人、さらには刑務所内の取材をしようとするジャーナリスト達の要求は、元来正当なものであるが、それを受け入れることが時として刑務所の秩序と安全に害を及ぼすことがある。このような場合、行刑官の専門知識を承認し、かつ裁判所による刑務所行政の妥当性に対する審査の困難性を認めた上で、当裁判所は、受刑者と外部世界との間の関係を規制するに際して、刑務所長の判断を尊重することにしたのである。⁽⁹⁾

原審の依拠する Martinez 判決では、受刑者と非受刑者との間の文通に関する規則、および扇動的な見解を表明したり過度に不平不満を述べる内容の手紙の検閲に関する規則が問題とされた。そして、「規則ないし実務は、表現の内容に関わりのない重要な政府の利益を促進するものでなければならぬし、修正一条の自由の制限は、政府の利益の保護に必要な限度を越えるものであってはならない。」とする基準が示された。つまり、政府の利益を守るために必要な程度の裁量権が行刑官に付与されている、と読むことができる。なぜなら、刑務所内で一定の言論を許すことがいかなる事態を招くかは、行刑官のみが専ら予想しうるところだからである。ただし、文通制限の裁量権が認められるのは、政府の正当な利益を保護するために一般的に必要な限度内においてのみである。

しかしながら、刑務所における規制に関して修正一条を考慮するその後の当裁判所の判決は、Martinez 判決とは違った審査基準を用いた。最近、Turner 判決で述べられたように、受刑者の権利に関わるこれらの諸判決は、刑務所規則の合理性に焦点を合わせた。つまり、要点は、行刑官の行動が「正当な行刑上の利益に合理的に関わる」ものであるかどうかにある。⁽¹¹⁾ これらの判決が「合理性の基準」(reasonableness standard)を採用したのは、Martinez 判決が「厳格な審査基準」(strict scrutiny standard)を設けるものであると誤解される懸念があったからであり、かつ、そのような厳格な基準は、刑務所内の秩序と安全の維持に関わる規則の妥当性を考慮するのに不相当とされたからである。つまり、Martinez 判決は、受刑者の権利を制限するに際しては「もっとも制約の小さい代替手段」(least restrictive alternative means)が与えられねばならないと読まれうるのであり、だとすると刑務所の現状を踏まえた裁量の必要性をまったく無視することになり、妥当とは思われないからである。

だが、Martinez 判決は、規則が正当な政府の利益にとつて「一般的に必要な」(generally necessary)と言っ

ているにすぎない。注意深く読んでみると、当該規則が適用されなかったのは、そのような厳格な基準を用いた結果ではなくて、対象とされた活動（受刑者が個人的な手紙を外部に発送したこと）が、刑務所の秩序や安全に重大な脅威を及ぼさなかったからである。外部に発送される手紙の内容が扇動的であったとしても、刑務所内部に危険を及ぼすとは思われない。要するに、問題とされた規則は当該利益を保護するのに「一般的に必要な」範囲を逸脱するものであったのである。

ところが、本件における事態は、まったく逆のものであった。すなわち、ここで問題なのは受刑者の注文によって刑務所に送られて来る出版物なのであり、その内容によっては受刑者による集団的破壊活動をも導きかねない。あるいは、その他の様々な秩序紊乱活動にも繋がりうるものである。したがって、典型的に異なった考慮がなされる必要がある。このような場合に、刑務官に広範な裁量権が与えられるのは当然であろう。

Tuner 判決においては、他の刑務所の受刑者から送られて来る個人的な手紙が問題となった。そのような手紙は、明らかに大きな懸念を惹起するものである。このような場面で、Martinez 判決の基準を誤解して適用してはならない。用いられるべきは、「合理性の基準」でなければならぬ。Martinez 判決の基準は、刑務所から発送される郵便物に限って適用されるべきであり、刑務所内に入って来るものに対しては合理性の基準を適用することが可能であったのである。

(4) Tuner 判決においては、三つの合理性認定の要件が挙示されている。第一の要件は、規則の根底にある政府の目的の正当性と中立性ならびに規則の目的への合理的関連性の存在である。

本件に関して、このうち、正当性については、規則が安全を確保するために設けられたものであることから疑問

がない。中立性に関しては、「受刑者の修正一条の権利を制限する刑務所規則が表現の内容に関わりなく中立的な形で機能したかどうかを審査することが重要である」と¹²⁾される。Turner判決において、一定の受刑者間の文通をすべて禁止したことは、明らかにこの「中立性」の基準に合致するものであった。この点、本件においても、区別の基準は刑務所の安全に影響を及ぼすか否かにあるのであって、出版物の内容に立ち入るものではない。つまり、内容が宗教的であるとか政治的であるとかといった理由で排除を認めているわけではないから、なお中立性は保たれている。また、刑務所長に付与されている広範な裁量権は、合理的に安全性の利益に関連しており、妥当である。外部からもたらされる出版物が「刑務所の安全や秩序や風紀に悪影響を与える」と認められる場合、あるいはそれが犯罪的活動を助長しうるものである場合」にのみ排除がなされうるとの限定が付されているからである。

第二の要件は、権利の行使のための代替手段が受刑者に残されているかどうかという点である。ただし、受刑者の要求する行動が完全に実現されうる代替手段が存在しなければならぬわけではない。刑務所の安全を害しない範囲で受刑者の権利が最大限尊重されている限り、代替手段が保障されていると認められるべきである。

第三の要件は、権利の実現が刑務所の他の者達に与える影響である。権利の実現によって秩序ないし安全性を害する可能性があるとして認められる場合には、具体例を挙げるなら、文書の回覧が一種の連鎖反応を生じさせるといった場合には、排除の合理性が認定されるべきである。なお、付言するに、Turner判決は、明瞭で容易な代替手段の存在は、規則が合理的なものではなく安全性への「過剰反応」を示すものである、と判示した。本件では、そのような代替手段は見当らず、規則は「過剰反応」を示してはいない。

- (5) 本件では、「合理性の基準」が採用されるべきであり、当該規則は、その基準に照らすとき、それ自体妥当で

ある。ただし、四六冊の出版物のそれぞれに規則を適用したことの妥当性についてはなお論争の余地があるやも知れず、そのため事件を原審に差戻す。

(二) 一部賛成・一部反対意見(ステイヴンス裁判官)⁽¹³⁾

四六冊の出版物のうち、雑誌 *Labyrinth* には、黒人受刑者に対するでたらめな医療措置に関する記事が掲載されていた。この受刑者は、喘息の発作に対して誤った処置が施され、結局死亡するに到った。その記事は、強盗の罪で一〇年の拘禁刑のほが死刑に処せられたのと同じになってしまった、と結んでいる。

しかし、この雑誌の講読は、刑務官によって、刑務所の安全と秩序を害するという理由で禁じられた。連邦地裁も、この雑誌を含めた四六冊の出版物全部の講読を禁じることが合理的であると見た。

これに対し、法廷意見が、白紙委任状的服従が不適當であり、個々の出版物を審査しなおさせるために差戻すとする点には賛成だが、「合理性の基準」によって検閲や規制の正当性を判断するには賛成できない。刑務所行政の困難さは、修正一条上の請求につき、通常以上の厳格な審査を要求するのであり、刑務所内部の保安を盾に、刑務官の恣意的な検閲によって外部の非受刑者(例えば、受刑者の妻)の言論の自由が害されることがあってはならない。そのために、*Martinez* 判決の基準が維持されるべきである。法廷意見の引用する三判決は、合理性のテストによっているが、それは事案の性質を異にするからである。

もちろん、刑務官が所内の治安維持活動を行う立場にあることを否定するものではないが、彼らによる判断基準は、あまりに曖昧で許容しうるものではない。したがって、広範な裁量権などとても認められない。現状においても、裁量が正しく行われていることなどほとんどなく、刑務官は、安易なパターンや個人的偏見の中で閲覧を禁止

しているにすぎない。本件における出版物は、手紙とは違つのであり、とくに所内の治安に有害というわけのものでもない。

3 解説

本件では、受刑者が外部から出版物を購入しないし受領することを刑務所規則で制限することの当否が問題となつた。

法廷意見は、規則の合憲性につき「正当な行刑上の利益に合理的に関連するものであるかどうか」を基準とする Turner 判決にしたがい、本件の出版物受領を制限する刑務所規則を文面上妥当なものとした。そして、Martinez 判決に依拠して規則そのものが妥当でないとした原審の判断を破棄した。ただし、個別的な規則の適用の妥当性につき再考させるために、事件を差し戻したのである。

その際、法廷意見は、Martinez 判決の示した基準につき検討を加え、同判決が「厳格な審査基準」を設けたとするのは誤解であるとした。つまり、同判決は、正当な政府の利益にとって「一般的に必要」な場合にのみ規則の適用を許容するのであって、その前提として政府の利益を守るために必要な裁量権が刑務官にあることを認めている、と読むことができるのである。

すなわち、法廷意見は、Turner 判決を引用して、受刑者の権利に関する一連の判決が一樣に刑務所規則の適用の「合理性」に焦点を合わせるものであり、Martinez 判決もこの流れから逸脱するものではないとしている。つまり、同判決では、受刑者の発送した郵便物につき外部受領者の修正一条の権利を尊重することにより、刑務所規則の適用を排除し、その反射効として受刑者の権利を保障するという⁽¹⁴⁾ことで直接的判断を回避しているが、端的に「合理

性の基準」によって規則適用の当否を考慮すべきであったとした。なぜなら、Martinez 判決は、外部へ発送される文書には「厳格な審査基準」を適用し、刑務所内部に送られてくる文書には「合理性の基準」を適用するべきとの判断を示したものと読むことができるからであるとしている。そして、具体的事案を見るかぎり、受刑者の手紙の刑務所外への発送は、刑務所内の秩序や安全に影響を及ぼすとは思われず、刑務所規則の適用はいずれにせよ必要であったとする。かくて、本件の事案は、出版物とはいえ刑務所の外から中へもたらされるものであり、直接に刑務所の秩序や安全に関わることから、憲法上の権利に一定の制限がなされるのはやむをえないとする。

これに対する反対意見として、ステイヴンス裁判官は、手紙とは違う一般的な出版物にまで規制がなされるのは行き過ぎであり、少なくとも外部の者の修正一条の権利を侵害していると言わざるをえないし、また「合理性の基準」も妥当なものではないとした。

本件で対比される二つの基準につき整理してみると、以下のように述べることができよう。すなわち、「厳格な審査基準」は、受刑者の権利をできるかぎり保護しようとする立場であり、刑務所長の裁量を認める規則そのものを不当とする方向性を有する。つまり、裁量は認めても最も制約の小さい代替手段を与えねばならないということは、実際にはほとんどの場合に制限は不当となり、とどのつまりは規則そのものが不当ということになる。これに対し、「合理性の基準」は、行政側の要請を受け入れ、受刑者の権利に制限を加える立場である。すなわち、規則の妥当性を正当な行刑上の利益に合理的に関連するかどうかで判断し、「正当な州の利益に合理的に関連しない過剰反応」である場合にのみ規制を不当とする。⁽¹⁵⁾ 規制が妥当とされる以上、規則の個別適用の妥当性は刑務官の判断に委ねようとするものである。「不干渉主義」(hands-off doctrine) といわれるゆえんである。だとすると、本件では四

六冊の出版物の個別審査の妥当性について再考させるために差戻しがなされていることは、未だ「不干渉主義」が徹底したものとなっていないことを意味していると解する余地がある。

とはいへ、一九六〇年代以前の裁判所による行刑当局へのいわゆる「不干渉主義」が一九七〇年代半ばから復活の兆しを見せ⁽¹⁶⁾、Rutherford, Turner 両判決が出るに至って復活傾向に拍車がかかったことは周知のところである。

そして、本判決もその流れを汲むものであることは明らかである。原因や状況において相違があるとしても、時代を超えた受刑者過剰収容の実態は、受刑者に慢性的不満をつのらせ刑務所内の秩序や安全に重大な懸念を生ぜしめるものである。かくて、一面においてやむをえざる「不干渉主義」の傾向は、この判決が積み重なり、さらに強まったものと言わざるをえないであらう⁽¹⁷⁾。

(1) 28 CFR §540.70 — 540.71.

(2) 訴訟手続経過を詳しく述べると、以下のごとくである。すなわち、本件訴訟は、一九七三年五月に、アボットを含む受刑者らによって提起された。そして、その翌年、集団代表訴訟と認められた。一九七八年、三つの出版団体がこれに加わった。訴訟では、受刑者の文通に関する刑務所規則についても争われたが、ここでは問題にされていない。個々の損害賠償請求については、一九七九年に分離された。差止による救済の請求に関する非陪審審理 (bench trial) は、一九八一年に開始され、一九八四年九月、連邦地裁は判決およびそれに伴う命令を下した。連邦高裁は、連邦地裁の命令が被告人の差止による救済を拒否したことを根拠として、28 U.S.C. §1292(a)(1)に基づき裁判管轄を定めた。Abbott v. Meese, 263 U.S. App. D. C. 186, 187-188 (1987).

(3) Procunier v. Martinez, 416 U.S. 396 (1974). この基準の内容については、本法廷意見参照。

(4) レーンクイスト首席裁判官、ホワイト、オコナー、スカリア、ケネディ各裁判官同調。

- (5) 28 CFR §540. 71(b).
- (9) *Turner v. Safley*, 482 U. S. 78, 84 (1987). 本件につき、鈴木義男編・アメリカ刑事判例研究第四卷二二七頁「平澤修担当」(一九九四年・成文堂) 参照。
- (7) *Pell v. Procunier*, 417 U. S. 817 (1974); *Jones v. North Carolina Prisoner's Labor Union, Inc.*, 433 U. S. 119 (1977); *Bell v. Wolfish*, 441 U. S. 520 (1979).
- (8) *Turner v. Safley*, *ibid.*: at 85.
- (9) *Procunier v. Martinez*, *ibid.*: at 404-405.
- (10) *Pell v. Procunier*, *ibid.*; *Jones v. North Carolina Prisoner's Labor Union, Inc.*, *ibid.*; *Block v. Rutherford*, 468 U. S. 520 (1984). *Rutherford* 判決につき、鈴木義男編・アメリカ刑事判例研究第三卷一九五頁「洲見光男担当」(一九八九年・成文堂) 参照。
- (11) *Turner v. Safley*, *ibid.*: at 89.
- (12) *Turner v. Safley*, *ibid.*: at 90.
- (13) ブレナン、マーシャル各裁判官同調。
- (14) *Procunier v. Martinez*, *ibid.*: at 408. なお、(9)では、文通制限規則の是非のほかに、弁護人と受刑者たる依頼人との接見に弁護人に代わってロー・スクールの学生や法律専門家でない者が出向くことを禁ずる規則の是非が問われ、いずれも違憲とされた。
- (15) たとえば、*Turner* 判決においては、受刑者の結婚を制限する規則を違憲・無効としたし、本件においても、受刑者から外部に向けて発信される信書等を制限することは不合理であるとしている。
- (16) この点につき、註(6)文献二二三頁以下参照。
- (17) 本件に関する文献として、16 *New Eng. J. on Crim. & Civ. Confinement* 271-93 *Summ '90*; 17 *Pepperdine L. Rev.*

1011-43 My '90 ; 40 Drake L. Rev. 451-63 '91, ~~448-50~~°